

守成クラブ 四日市会場 規約

2025 年 3 月 26 日 施行

第1条（会の名称）

本会の名称は、「守成クラブ四日市会場」（以下、「当会」という）とする。

第2条（当会の目的）

当会は、会員同士の親睦を深め会員相互の商売を繁栄させ、当会が拡大発展することを目的とする。

第3条（本規約の目的）

本規約は、当会の健全な運営、会員制度について定めるものとする。

第4条（例会への参加）

当会の会員は、守成クラブ四日市会場専用WEBサイトより会員登録を行い、毎月の例会申し込みを行うものとする。ただし、例会申し込みWEBサイトの初期設定は「出席」となっているので、「欠席」する場合は自身により「欠席」に変更することとする。

第5条（6つの約束）

1. 「守成クラブ」への入会は会員の紹介でなければならない。
2. 健全なる当会の運営のために、政治的活動および宗教的活動、反社会的活動を目地的としている者は入会することはできない。
3. 当会を構成する会員は、中小企業の経営者および決裁権を持つ役員、個人に業主の場合は代表者とする。
4. 仕事バンバンプラザへのゲスト参加は大いに歓迎されるが、同一人物の参加は他会場を含めて一度限りとする。
5. 仕事バンバンプラザへの参加目的は、全員が準会員から正会員になり会員相互間でのビジネスチャンスを広めることである。
6. 一人はみんなのために、みんなは一人のために。

第6条（当会の所在地）

当会の所在地は、当会代表の事業所所在地とする。

第7条（設立日）

当会の設立日は下記のとおりとする。

2018年1月25日

第8条（事業年度）

当会の事業年度は、1月1日より12月31日までとする

第9条（当会の事業）

当会の目的を達成するため、当会は次の事業を行う。

- ① 毎月 1 回（原則、第 4 水曜日）に例会を開催する。
- ② 会員相互間のビジネス交流、経済的交流、業務提携、共同事業等の促進。
- ③ 会員相互間の親睦を図るため、親睦会などの開催。
- ④ その他、当会の目的を達成するために必要な事業。

第 10 条（入会資格）

当会への入会は、法人代表者およびそれに準ずる者（決裁権を持つ取締役以上）、または、個人事業主は代表者のみ（以下、「法人代表者等」という）とし、次の各号のいずれかに該当する者は入会を認めない。

- ① 風俗業を営む者
- ② ネットワークビジネス、連鎖販売取引、マルチ（まがい）商法を営む者
- ③ 認可を受けていない金融業
- ④ 政治的活動を行う者
- ⑤ 宗教的活動を行う者
- ⑥ 公序良俗に反することを生業とする者
- ⑦ その他、世話人会にて本会会員としてふさわしくないと判断した者

第 11 条（会員区分）

当会の会員区分は次のとおりとする。

- ① 準会員：入会届を提出し、入会金および、年会費を納入した者。
- ② 正会員：当会および他会場へゲストを招待し、そのゲストが準会員となり本部から認められた者。
- ③ ゴールド会員：当会および他会場へ招待したゲスト 10 名以上が準会員となり本部から認められた者。
- ④ ダイヤ会員：ゴールド会員で、他に 1 会場を立ち上げ本部から認められるか、招待したゲスト 100 名以上が準会員となり本部から認められた者。

第 12 条（胸章）

会員には、本部より次の胸章を貸与する。

- ① 準会員：緑色の胸章
- ② 正会員：赤色の胸章
- ③ ゴールド会員：金色の胸章
- ④ ダイヤ会員：ダイヤ型の胸章

2. 会員は、例会に参加するときには胸章を身に付けなければならない。

3. 例会に参加するとき胸章を忘れた場合、受付にて 500 円で購入することとする。

第 13 条（世話人会）

当会の世話人の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 世話人の役職および、人員は次のとおりとする。

- ① 代表 1 名

- ② 副代表 1 名
- ③ 事務局 1 名
- ④ 会計 1 名
- ⑤ 世話人 3 名以上

第 14 条（協議事項）

当会会員は、本規約および当会の運営において疑義を生じた場合、世話人会と当該会員は誠意をもって協議し、互いに善処し定めるものとする。

第 15 条（会員間トラブル）

会員間でトラブルが生じた場合、世話人会は互いに公聴の機会を与えるものとし、当事者および世話人会はトラブル解決に向け誠意をもって協議し、当事者は互いに善処し合うことと定めるものとする。

第 16 条（例会の出席停止）

会員が次の各号の一つでも該当する場合は、例会への出席資格を停止するものとする。

- ① 第 14 条および、第 15 条の協議中の場合。
- ② 第 10 条で規制されている業種である疑いがあり、当該規制されている業種でないことが明確になるまでの期間。
- ③ 例会キャンセル料が未納となっている者。ただし、例会の受付で現金納付した場合はこの限りでない。
- ④ その他、世話人会が出席停止が妥当であると判断した者。

第 17 条（会員資格の喪失）

会員は次の各号の一つでも該当する場合は、会員資格を喪失する。

- ① 会員が法人代表者等でなくなったとき。
- ② 更新料が期日までに入金確認が取れない場合。
- ③ 準会員のまま更新期間を迎えた場合。ただし、当該会員の当会への貢献度などを鑑みて世話人会にて更新を認める場合もある。

2. 会員資格を喪失した場合、既納会費等の返還はしない。

第 18 条（会員資格の除名）

会員が次の各号の一つでも該当することが判明した場合、または、次の各号に掲げる者が会員の事業経営に実質的に関与していることが判明したときは除名処分とする。

- ① 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下の同じ）。
- ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）。
- ③ 自己、自社もしくは、第三者の不正の利益を得る目的、または、第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどした者。
- ④ 暴力団または、暴力団員を含む反社会的勢力に対して資金等を提供し、または

便宜を供与するなど、直接的、間接的を問わず積極的に維持、運営に協力し、または関与した者。

- ⑤ 暴力団または、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ⑥ 第 10 条で規制されている業種であることが判明した者。
 - ⑦ 第 10 条で規制されている商材、サービスを守成クラブ内で展開していると判明した者。
 - ⑧ その他、世話人会において過半数をもって会員として不適格であると認められた者。
2. 会員資格を除名されたものは、既納会費等の返還はしない。
3. 世話人会は、除名された者が再入会を希望した場合、再入会を拒むことができる。

第 19 条（移籍）

会員の他会場への移籍は原則認めない。ただし、世話人会において正当な事由と認められた場合、移籍先会場の代表の承認が得られた場合はこの限りでない。

第 20 条（事務局）

当会の運営事務を行うにあたり、事務局を置く。

2. 事務局は、当会の円滑な運営を図るための例会運営や会員管理を主たる目的として次のことを行う。
- ① 当会の業務または規約に離反する重大な事実もしくは、運営に関する瑕疵があることを発見した場合、世話人会の議題として上程し、解決にあたる。
 - ② 事務局は、代表をはじめ世話人会と連携を密にし、業務遂行上必要に応じて世話人会を招集することができる。

第 21 条（附則）

この規約の施行について必要な細則は、世話人会の過半数の決議を経て代表がこれを定めるものとする。

第 22 条（規約の改正）

世話人会は当会の運営上、必要と認められた場合、世話人会の過半数の決議を経て本規約の改正ができるものとする。

2025 年 3 月 1 日改正、3 月 26 日施行